平成２３年（フ）第２２号
北海道北見市花月町８番地23
破産者　有限会社マルカ
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第１２０７号
東京都三鷹市野崎３丁目８番20号
破産者　株式会社ケイ
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８２４号
東京都三鷹市大沢５丁目５―15　メゾンミッキーⅢ103、開始決定時の住所東京都三鷹市大沢６丁目10―18
破産者　齋藤　　操
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４７２号
東京都港区赤坂８丁目６－９―108
破産者　大久保慶二郎
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３号
東京都東村山市秋津町４丁目41番18号
破産者　有限会社中央写真
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４号
東京都東大和市清水３丁目882番地の２
破産者　淺海佐知子
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４７２号
東京都立川市錦町１丁目11番７号メゾンドノアロゼ錦町601号
破産者　岩木　匡輔
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２５号
富山市新根塚町３丁目４－３　パラシオ小西ビル
破産者　株式会社北陸ＡＰスタイル
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４１号
福井県坂井市春江町江留中37字２番１
破産者　福三運輸株式会社
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９号
福井市飯塚町第７号51番地
破産者　有限会社喜八鮨
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４号
福井県小浜市中井第９号35番地の６
破産者　京福設備工業株式会社
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第１１５号
愛知県豊川市美幸町１丁目35番地
破産者　村尾鉄工株式会社
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２６０号
島根県安来市伯太町母里491番地、住民票上の住所鳥取県米子市尾高873番地６
破産者　山村　秀才
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５号
山口県宇部市東新川町１番27号
破産者　株式会社林組
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第９７０号
千葉県八千代市ゆりのき台３丁目７番地１11棟307号、開始決定時の住所千葉県船橋市大穴南１丁目27番11号
破産者　工藤　淳也
1　決定年月日　平成23年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４６５号
千葉県市川市南八幡１－３－５フォレストヴィラⅠ　103号、住民票上の住所埼玉県本庄市四季の里３丁目１番５号
破産者　堀越真由美
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６４１号
仙台市青葉区愛子中央３丁目23番16号
破産者　株式会社岩松建設工業
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１９号
仙台市宮城野区扇町７丁目３番16号
破産者　仙都工業株式会社
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２９０号
千葉市若葉区小倉台２丁目７番７号　エスペランサ小倉台103号
破産者　高橋　雅幸
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５９５号
千葉県八千代市上高野717番地２
破産者　株式会社東豊
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５９６号
千葉市若葉区愛生町117番地12　ニューシティ愛生Ａ101号、開始決定時の住所千葉県佐倉市井野1490番地５　ダイアパレス勝田台410号室
破産者　吉見　　司
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係